

高知市内

指定障害児通所支援事業者様

高知市障がい福祉課

令和8年度からの給付費等算定に係る届出について（通知）

日頃は本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、前年度の実績にかかる看護職員加配加算については、下記提出期限までに届け出ることにより4月1日に遡及して算定が可能となっております。

また、例年人員基準の遵守を一層確実なものとするため、勤務形態を確認しておりますが、来年度の確認については4月に行いますので、対象加算を算定しない事業所においても、勤務形態一覧表をご提出をお願いします。

記

- 1 対象となる加算等 看護職員加配加算 ※算定する事業所のみ
※算定しない事業所も提出書類があります。
- 2 算定要件 加算等の算定要件を満たしていることに加え、当該加算等を4月より新たに算定することについて、利用者等に十分な説明を行い、周知が図られていること。
- 3 提出書類 **【看護職員加配加算を算定する事業所】**
 - ・介護給付費等算定に係る体制等に関する変更届出書（様式第43号）
 - ・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
 - ・看護職員加配加算に関する届出書
 - ・看護職員の資格証
 - ・勤務形態一覧表（4月分）**【それ以外の事業所】**
 - ・勤務形態一覧表（4月分）※様式については高知市障がい福祉課ホームページに掲載しております。
- 4 提出期限・提出方法 提出期限：令和8年4月15日（水）
【看護職員加配加算を算定する事業所】
提出方法：持参または郵送（消印有効）

【それ以外の事業所】
提出方法：メール（kc-120304@city.kochi.lg.jp）
- 5 その他留意点 人事異動等に伴い、加算が算定できなくなる場合は速やかに届出をお願いします。